

「令和5年7月7日からの大雨」による 災害における放送受信料の免除について

令和5年7月8日
令和5年7月10日
令和5年7月12日
令和5年7月15日
令和5年8月8日更新

「令和5年7月7日からの大雨」により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

「令和5年7月7日からの大雨」による災害における放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

2. 免除の期間

令和5年7月から令和5年8月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和5年8月8日現在）

石川県	河北郡津幡町
青森県	西津軽郡深浦町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市 北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町 山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町 南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村
富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

島根県	出雲市
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市
大分県	中津市、日田市
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町